

こんなときには届出を!

被扶養者の状況確認を

現在、認定中の被扶養者の方が、認定取消しの要件に該当する場合には、被扶養者としての資格を喪失することになります。日頃より被扶養者の方の収入状況をご確認いただき、認定取消しの要件に該当する場合には、速やかに変更(取消)の届出をお願いします。

主な認定取消事由

① 被扶養者の給与収入が認定限度額(年額^{*1})以上であった

注 給与収入には、課税分、非課税分を問わず、賞与・諸手当・交通費等も含まれます。このため、所得証明書上の収入額が認定限度額未満であっても、交通費等を含めると認定取消しとなる場合があります。

② 被扶養者が就職して、他の健康保険等に加入していた

注 就職して他の健康保険等に加入していない場合でも、給与月額が認定限度額(月額^{*2})以上の雇用契約をされる場合には、就職の日から認定取消しとなります。

③ 被扶養者の給与収入の月額が、3ヵ月連続で認定限度額(月額^{*2})以上であった

注 給与収入の12ヵ月の収入累計が、認定限度額(年額^{*1})未満であっても、給与収入の月額が3ヵ月連続して認定限度額(月額^{*2})を超えている場合は認定取消しとなります。パートや学生のアルバイトなど、給与収入のある方は毎月の支払額の変動に注視してください。

④ 被扶養者の年金収入が、認定限度額(年額^{*1})以上であった

注 年金の種類によっては、年齢等により大幅に増額する場合があります。また、非課税となる遺族給付(年金)や障害給付(年金)、私的年金(企業年金や厚生年金基金、個人年金など)も年金収入に含まれます。

※1 障害年金受給者・60歳以上の公的年金及び私的年金受給者の場合: 年額130万円→180万円

※2 障害年金受給者・60歳以上の公的年金及び私的年金受給者の場合: 月額108,334円→150,000円

交通事故や第三者行為(食中毒・犬や猫咬・喧嘩)によりケガをしたら

交通事故など他人(第三者)の加害行為^{*1}でケガをしたり病気になったときは、その治療に要する費用は、加害者である第三者が最終的に負担することになります。

他人(第三者)の加害行為で医療機関を受診した場合、組合員証等(いわゆる保険証)を使用して治療を受けることもできますが、組合員証等を使用した場合の医療費は、共済組合が一時的に立て替えたものですので、共済組合は加害者へ請求を行う必要があります。

したがって、第三者の行為でケガや病気をしたとき^{*2}は、必ず共済組合に連絡し、「損害賠償申告書」を提出してください。また、第三者の行為が交通事故の場合には、「損害賠償申告書」に加え「事故発生状況報告書」、「交通事故証明書」などの必要書類を提出ください。

※1 第三者の行為に該当するのは、交通事故にあったときや、喧嘩に巻き込まれたとき、他人の飼い犬にかまれたときなどです。

※2 交通事故などにおいて、組合員又は被扶養者側の過失が大きい場合でも相手側に少しでも過失があった場合、その過失割合に応じて共済組合は求償することになります。



住所や氏名、預金口座に変更があったら

引っ越しや結婚などにより、共済組合に届出している「住所」「氏名」「預金口座」を変更した場合は、共済組合へ変更の届出を行う必要があります。届出を行わないと、郵送物が届かなかつたり、給付金が振り込まれない場合がありますので、変更があったときは忘れずに届出をお願いします。

